

議案第四十一号

杉並区立公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十六年六月八日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区立公園条例の一部を改正する条例

杉並区立公園条例（昭和五十一年杉並区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「別表第二」を「別表第一」に改める。

第七条第一項を次のように改める。

公園施設の設置又は管理をする者からは、その使用する土地又は公園施設について、別表第二に定める使用料を徴収する。

第十七条第二項中「別表第五のとおり」を「別表第四に定める額の二分の一に相当する額」に改める。

別表第一を削り、別表第二を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二 公園施設の使用料（第七条関係）

種	別	単 位	金 額
---	---	--------	--------

売店（自動販売機）	小型（〇・五メートル未満）	一台、一月	四八〇円
	中型（〇・五メートル以上一平方メートル未満）	同、同	一、〇八〇円
	大型（一平方メートル以上）	同、同	一、六八〇円

付記 期間が一月に満たない端数は、一月とみなす。

別表第四（一）中

大田黒公園茶室	二、五〇〇円	四、二〇〇円	を
大田黒公園茶室	二、五〇〇円	四、二〇〇円	
柏 ^{かし} の宮公園茶室	五、六〇〇円	七、五〇〇円	に

改める。

別表第五を削る。

附 則

1 この条例は、平成十六年十一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区立公園条例別表第四(一)に規定する柏の宮公園茶室の使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(提案理由)

柏の宮公園茶室の使用料を定める等の必要がある。

杉並区立公園条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p>（区立公園の設置、変更、廃止等）</p> <p>第三条 略</p> <p>2 都市公園以外の公園を別表第一のとおり設置し、その公園の区域は区長が定め、告示する。</p> <p>3 及び 4 略</p> <p>（土地又は公園施設の使用料）</p> <p>第七条 公園施設の設置又は管理をする者からは、その使用する土地又は公園施設について、別表第二に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>（有料施設の使用料）</p> <p>第十七条 略</p>	<p>（区立公園の設置、変更、廃止等）</p> <p>第三条 略</p> <p>2 都市公園以外の公園を別表第二のとおり設置し、その公園の区域は区長が定め、告示する。</p> <p>3 及び 4 略</p> <p>（土地又は公園施設の使用料）</p> <p>第七条 区長は、公園施設の設置又は管理を許可する場合、当該公園施設を設置又は管理する者からは、その使用する土地又は公園施設についてこの条例で使用料を定め、徴収するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（有料施設の使用料）</p> <p>第十七条 略</p>

資 料 1

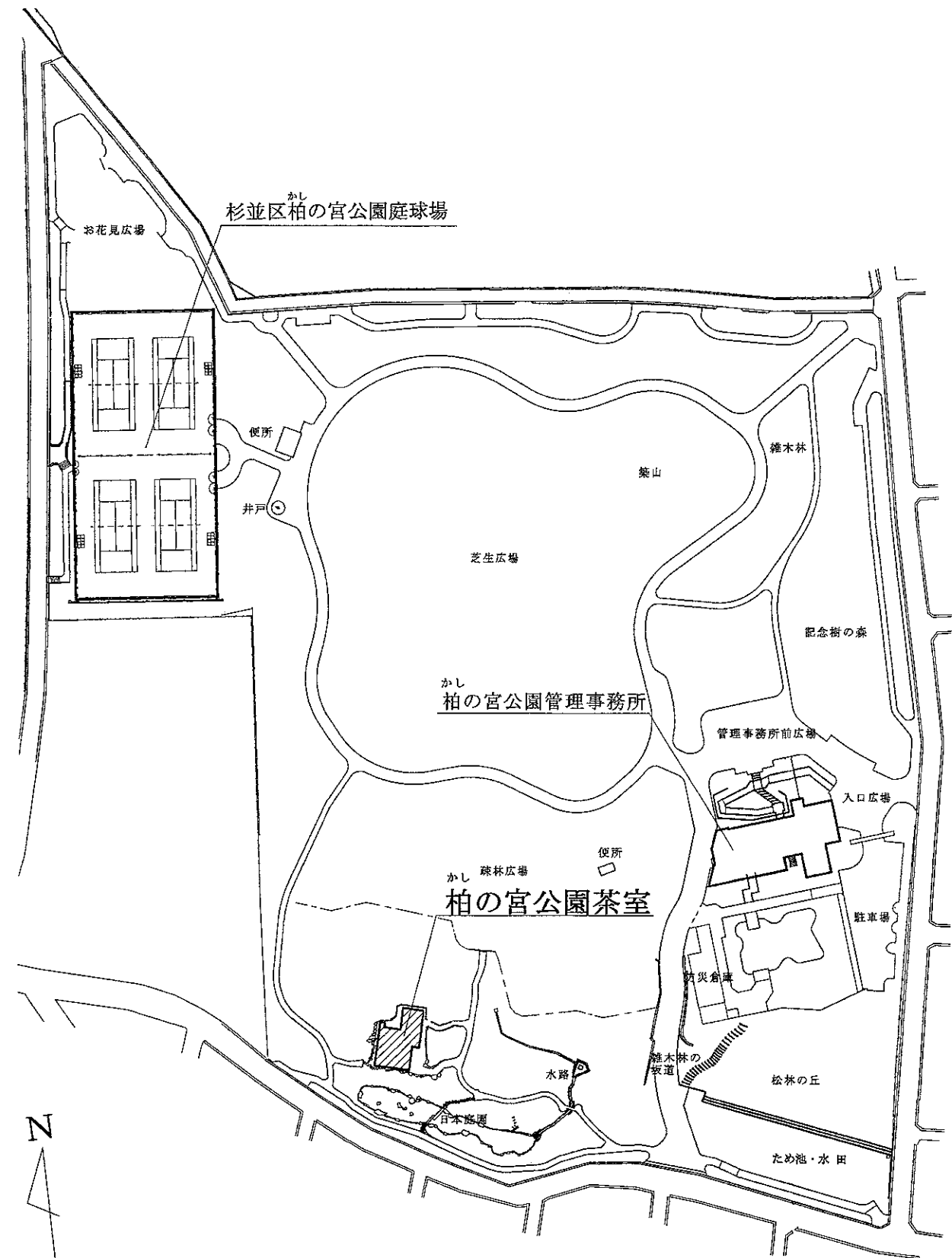
2 前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、あらかじめ区に登録されている団体が使用する場合における有料施設（別表第四(二)に規定する施設を除く。）の使用料は、別表第四に定める額の二分の一に相当する額とする。

3
略

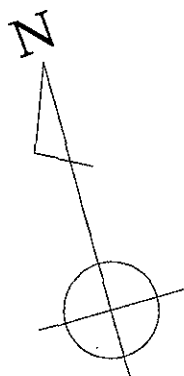
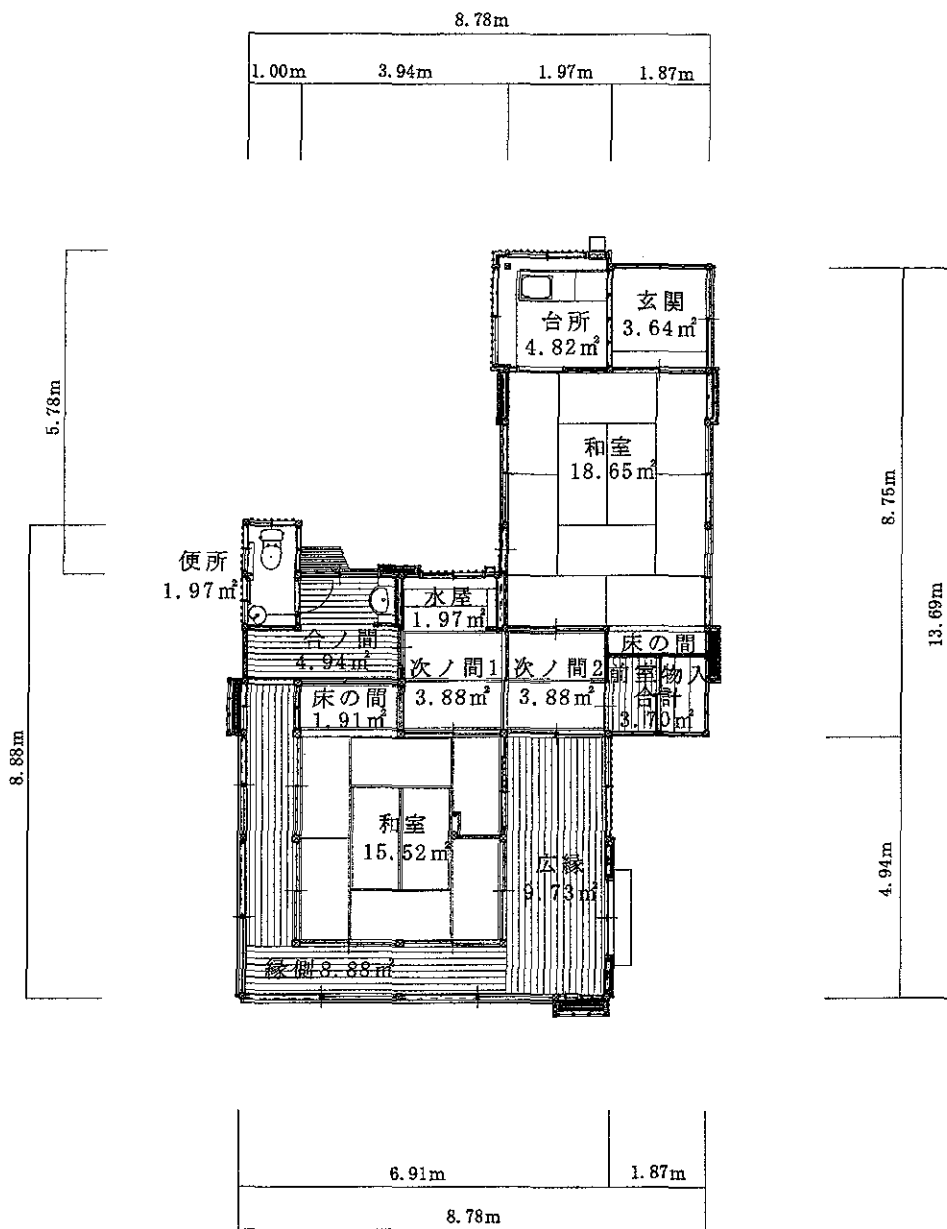
2 前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、あらかじめ区に登録されている団体が使用する場合における有料施設（別表第四(二)に規定する施設を除く。）の使用料は、別表第五のとおりとする。

3
略

かし
柏の宮公園茶室配置図



かし
柏の宮公園茶室平面図



床面積 83.49m²

平面図 S = 1 / 150